

【利用の申込み】

1. 利用申込みの前に

当館の利用申込みには、「横浜市市民利用施設予約システム」をご利用ください。このシステムは、区民文化センターなどの横浜市の文化施設・スポーツ施設の利用申込みや空き状況の照会などを、電話音声ガイダンス、又はインターネットで受け付けるシステム(以下、予約システム)です。なお、この予約システムのご利用には、事前の登録が必要です。

原則、横浜市内に在住、在勤又は在学の、満16歳以上の方を登録者として、団体又は個人登録の手続きをしてください。インターネットからの利用者登録または、みどりアートパーク窓口や、予約システムを利用できる文化施設等の窓口で配布している利用者登録申請書を記入のうえサービスセンターへ郵送してください。登録料は1,000円で3年間有効です。登録後、「はまっカード」が発行されます。

2. 抽選申込み

	抽選申込期間	抽選結果確認期間	当選した場合の手続き期間
ホール ギャラリー	6か月前の月の 1日～15日	6か月前の月の 18日～25日	6か月前の月の 18日～月末
リハーサル室 練習室 会議室	3か月前の月の 1日～15日	3か月前の月の 18日～25日	3か月前の月の 18日～月末

文化活動で施設をご利用の場合、表に記載した期間中に、予約システムにより、電話かインターネットで抽選の申込みをしてください。1回の抽選につき、第8希望までお申込みいただけます。抽選結果を電話かインターネットで確認していただいた後、窓口で利用申請手続きをしてください。

所定の期間内に、抽選結果の確認や利用申請手続きをしていただかなかった場合、その利用申込みは自動的に取り消されますので、ご注意ください。

3. 空き施設の申込み

抽選終了後、利用の申込みがなかった時間帯については、抽選月の26日から予約システムにて空き施設の申込みができます。電話・インターネットでの利用申込み後、申込みの日を含めて8日以内に窓口で利用申請手続きをしてください。また、窓口で直接お申込み・ご申請いただくことも可能です。窓口での利用申請手続きの期限が過ぎますと、予約が自動的に取り消されますのでご注意ください。

4. 申込み締切り

	予約システムでの申込み	窓口での直接申込み
ホール ギャラリー	利用日の4週間前の 同曜日(28日前)	利用日の2週間前の 同曜日(14日前) ※3
リハーサル室 練習室 会議室	利用当日 ※1・2	利用当日

予約システムでの申込み期限後は、窓口で直接お申込み・ご申請ください。みどりアートパークへの電話による予約はお受けできません。

※1 利用日の7日前から利用日の2日前までに、予約システムでお申込みいただいた場合、申請期限はお申込みいただいた日にかかわらず利用日の前日になります。

※2 利用前日と当日に予約システムでお申込みいただいた場合、申請期限は利用当日です。

※3 事前打合せができ、貸出準備のできる範囲でご利用いただける場合があります。ご相談ください。

5. 連続利用の制限

ホールは1日が3区分(午前・午後・夜間)に、リハーサル室・練習室・会議室は1日が5区分に分かれています。いずれの施設も、複数の区分を通して利用できます。

ギャラリーは1日を1区分とし、原則として1週間(火曜～月曜)を1単位とし

てご利用いただけます。ご利用になる期間が翌月にまたがる場合や、2週にまたがる場合、又は7日未満のご利用の場合は施設にお問い合わせください。

連続して利用できる日数は、以下の通りです。

- ◆ホール……………7日以内
- ◆ギャラリー……………1週間(火～月) 最大14日間
- ◆リハーサル室…7日以内
- ◆会議室……………2日以内
- ◆練習室……………2日以内

6. 利用申請手続き

利用申込み後、各所定の期間内(左記「2.抽選申込み」「3.空き施設の申込み」「4. 申込み締切り」を参照)に、当館窓口まで利用申請手続きにお越しください。申請の際に、ご利用内容や時間・人数等について確認させていただきますので、手続きには当日責任者、又は内容を把握されている方がお越しくださいますようお願いいたします。又、利用者登録の確認のため、「はまっカード」をご持参ください。利用許可申請書に必要な事項を記入のうえ、施設利用料の全額を現金でお支払いいただいた後、「利用許可書」をお渡します。

7. 利用のお断り、取消しについて

次の場合は、利用をお断りいたします。

- ① 施設の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき
- ② 施設の設置の目的に反するとき
- ③ 施設の管理上支障があるとき
 - ※危険物を使う催しで、災害発生などのおそれのあるとき
 - ※公の秩序を乱し、又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき
 - ※横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者が利用しようとするとき
 - ※神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者が利用しようとするとき
 - ※主として物品の販売若しくは宣伝、又はこれらに類することを目的として利用するとき
 - ※葬儀、告別式、その他これらに類することを目的として利用するとき
 - ※利用許可申請書等の記載に虚偽があるとき
 - ※同一団体が月に2度以上の利用の抽選の申込みをするとき
 - ※利用期間が規則に定める期間を超えるとき
 - ※施設、設備等の点検を行うとき
 - ※施設の許容範囲を超える大音量や振動等を伴う利用をしようとするとき
 - ※その他、指定管理者が管理上支障があると認める利用をしようとするとき
- ④ その他
 - ※定められた場所以外での飲食を前提としたもの
 - ※施設および附帯設備を破損・汚損・滅失するおそれのあるもの
 - ※各施設の定員を超えるおそれのあるもの
 - ※利用予定の時間に終了しないおそれのあるもの
 - ※内容未定のもの

また、次の場合は、利用許可を取り消します。

- ① 前記①～④に該当するとき
- ② 利用する権利を第三者に譲渡・転貸したとき
- ③ 横浜市区民文化センター条例若しくは横浜市区民文化センター条例に基づく規則の規定又はこれらに基づく指定管理者の処分に違反したとき
- ④ 横浜市区民文化センター条例に基づく許可の条件に違反したとき
- ⑤ 各種選挙等の際に、緑区選挙管理委員会がみどりアートパーク会議室ABを期日前投票所等とするとき

【利用料】

【諸届け】

1. 施設利用料

利用申請手続きの際に、全額を現金でお支払いください。この時に発行する「利用許可書」は、利用当日と打合せの際に必要です。大切に保管してください。又、みどりアートパークには下記の割引制度があります。利用申請の際に窓口にてお申込みください。

名前	具体的な内容	割引額
リハーサル料金	ホールで本番利用があり、その練習(本番利用の30日前から適用)又は準備、撤去でホールを平日利用する場合	半額
	ホールで本番利用があり、その練習(本番利用の30日前から適用)または準備、撤去でホールを土日祝利用する場合	30%

*割引料金の算出は、利用区分単位又は利用日単位で行います。

*割引料金の算定は、利用する日と同じ曜日の「入場料無料時」の料金を用います。

*割引の申請をするときは、公演利用の「利用許可書」が必要です。

名前	具体的な内容	割引額	割引手続き期間	対象
直前割引	舞台スタッフの立合いを必要とせず、練習を目的にホールを利用する場合	20%	利用日の28日前～当日	全利用者

予約システム上での利用申込み受付期間の過ぎたホールについては、上記の条件を満たす場合、受付期間外でも割引価格での利用申込みが可能です。窓口で直接お申込みください。

名前	具体的な内容	割引額
区内学校割引	緑区内の幼稚園・保育園・小学校・中学校・高校・大学・各種学校がホール・ギャラリー・リハーサル室を利用する場合、利用料について20%減免を適用(ホールの場合は本番利用区分帯料金が対象)	20%

*ホールのご利用については、準備・リハーサル・片付けを行う利用時間区分はリハーサル割引を適用します。

2. 附帯設備利用料

附帯設備利用料は、利用当日に全額を現金でお支払いいただきます。

ホールについては、利用時間終了まで(時間区分が夜間にかかる場合は午後9時まで)に全額を現金でお支払いください。

会議室・練習室・リハーサル室は、利用開始前に全額を現金でお支払いください。

ギャラリーについては、利用の最終日にまとめてお支払いいただくことができます。

3. 利用料の返還

原則として、すでにお支払いいただいた利用料金はお返しできません。ただし、所定の期間内に施設利用の取消しをお申しいただいた場合は、施設利用料の半額をお返しいたします(右記「1.利用の取消し」を参照)。ただし、既納の利用料金が利用料金の半額相当に満たない場合には返還いたしません。

1. 利用の取消し

施設の利用を取り消す場合、所定の期間内に窓口まで直接お申し出いただければ、すでにお支払いいただいた施設利用料の半額をお返しします。

なお、準備やリハーサル時間、入場料有無の変更で生じた差額は返還できません。

【所定の期間】

ホール・ギャラリー・・・利用日の30日前まで(※同時に利用する他施設も含む)

リハーサル室・会議室・練習室・・・利用日の7日前(同曜日)まで

【返還手続きに必要なもの】

- ・「利用許可書」
- ・本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)
- ・その他必要な書類は、窓口でお渡します。

2. 物品の搬出入

みどりアートパーク搬入口から物品を搬出入する場合は打合せの際にお申し出ください。又、事前に打合せのない利用(練習室での練習利用等)の場合は受け付けにお知らせください。

3. 許可内容の変更

「利用許可書」に記載された事項に変更が生じた際は、速やかにみどりアートパークへお知らせください。ただし、利用日や部屋の変更、申請者(主催者)の変更、各部屋の利用目的・利用制限を超える変更はできません。

4. 物品の販売など

施設の利用に伴って、次のようなことをする場合は、必ず事前に「物品販売等許可申請書」を提出し、許可を得てください。

- ◆公演に関連する物品の販売や宣伝
- ◆寄付の勧誘
- ◆広告物の掲示や配布

5. 特別設備の設置

施設の利用にあたって、次のような特別な設備や装置を設置するときは、必ず事前に「特別設備設置許可申請書」を提出し、許可を得てください。

- ◆みどりアートパーク設置外の特別な照明装置
- ◆みどりアートパーク設置外の特別な音響装置
- ◆発電設備、発煙設備

*みどりアートパークでは許可の無い発火設備の利用は禁止となります。

6. 官公庁などへの届出

催物の内容によって、以下のような届出が必要になります。

【舞台上での危険物、裸火、スモークマシン、電熱器の使用】

「火煙発生届出書」※発煙装置、発火装置、ろうそくなどを、舞台の演出上使用する場合は、消防署への届出が必要になります。

横浜市緑消防署 TEL/FAX:045-932-0119

〒226-0013 緑区寺山町118(緑区総合庁舎内)

横浜市緑消防署長津田消防出張所 Tel 045-981-0119

〒226-0027 緑区長津田二丁目10-4

【警備関係】

神奈川県警緑警察署 TEL:045-932-0110

〒226-0014 緑区台村町135-14

【音楽の使用】※音楽を使用する場合は届出が必要です。

(一社)日本音楽著作権協会横浜支部 TEL:045-662-6551

〒231-0005 中区本町1-3 綜通横浜ビル4F

<http://www.jasrac.or.jp/>

【ホール以外の場所での公演・発表会を開催する場合】

「催物開催届出書」

※みどりアートパークにご提出下さい。内容確認後、横浜市緑消防署長津田消防出張所に代理提出します。

【不特定多数への飲食サービス】

なるべく個別包装のものをご利用ください。盛り付けたり、注ぎ分けたりする行為も「調理」にあたります。

横浜市緑区福祉保健センター 生活衛生課食品衛生係

〒226-0013 緑区寺山町118 緑区役所2F8番窓口

TEL:045-930-2365 FAX:045-930-2367_